

H27年10月
通知開始

マイナンバーへの 対応はお済みですか？

マイナンバー制度って？ 何がどうなるの？

◆ マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく社会保障・税番号制度のことです。

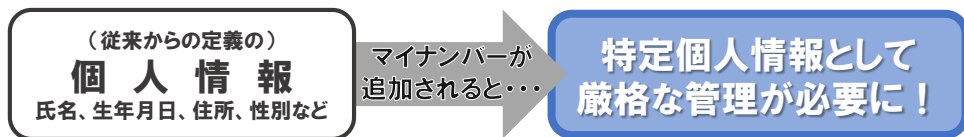
マイナンバー制度 3つのポイント

1. 平成27年10月から、日本国内の全住民一人ひとりに異なる12桁の番号が通知されます
2. 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野(手続き)で利用します
3. マイナンバーの収集と管理には厳格な対応が求められます(罰則あり 最長4年以下の懲役・200万円以下の罰金)

◆ マイナンバー利用にあたっての注意点

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」(平成27年5月版)より一部抜粋

マイナンバーを利用する際に必ず守らなければならないことがあります。マイナンバー(及びマイナンバーを含む個人情報)は**特定個人情報**です。



注意点
1

—取得—

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- 「取扱規程」の策定、見直しなどで **利用目的をきちんと明示する必要** があります。
- 悪用リスクから守るため、取得時は“他人のなりすまし”防止に「**身元確認**」と「**番号確認**」の本人確認が必要 です。

注意点
2

—利用・提供—

税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

- 運用ルールを策定し、**決められた担当者しか** マイナンバーを利用する業務をしてはいけません。
- **利用目的以外の利用・提供はできません。**

注意点
3

—保管・廃棄—

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- 漏えいリスクから守るため、**安全対策によりセキュリティが確保されたところで保管** しなければなりません。
- **必要がある場合に限り保管可能、不必要になったらできるだけ速やかに廃棄・削除** しなければなりません。

◆ 企業に求められるマイナンバー対策

マイナンバーの取扱いにあたっては、企業には **ガイドライン**を踏まえた対応が求められており、**準備が必要** です！
また、**すべての企業は平成27年12月末までにマイナンバー利用準備を完了しておく必要** があります！

ご安心ください！ つうけんアクティブが全力でお手伝いします！

こんなことでお悩みではありませんか？

- ✓ 利用開始までに準備することが不明瞭
- ✓ 何から手を付ければ良いのか、わからない
- ✓ 忙しくて、マイナンバー対応まで手が回らない
- ✓ ガイドラインは読んだが、難しくてよくわからない
- ✓ 個人情報漏洩がとても心配

マイナンバー対応業務に携わる全ての方に

導入後、即活用が可能で、ガイドラインに対応した運用設計がされている

マイナンバー取得管理支援ツール

「マイナンバー取得管理支援ツール」は、富士ゼロックス株式会社の商品です

「マイナンバー取得管理支援ツール」による安全管理措置の例

◆ 「運用手順」の設計を簡単に実現

具体的な事務フローと業務内容が記載された「運用手順書」を提供します。

◆ 「取扱規程」を容易に策定可能

マイナンバーに関連する特定個人情報を適切に扱うための「取扱規程」（弁護士法人 監修済み）をサンプルとして提供します。

◆ 紙ベースの「提出フォーム」+ 電子管理で、全取得対象者に対応

正規従業員、非正規従業員、個人事業主など、すべての対象者に対応する紙ベースの「提出フォーム」を用意。
記入済み「提出フォーム」をスキャンして電子化することで手戻りが最小化し、効率的なマイナンバーの運用が可能です。

◆ 高いセキュリティ環境を実現

- 1台のPCに機能を集約 1台のPCで、マイナンバー取得管理業務が完結しますので、セキュリティ対策が立てやすくなります。
- 適切なアクセス制御 各種設定により、マイナンバー取得管理業務は個人番号関係事務実施者だけが可能になります。
- 操作履歴を管理 ツール内での一連の操作（検索、閲覧、削除など）はすべて記録され、必要に応じて確認できます。

この機会に御社内のセキュリティ環境を見直しませんか？

- ◆ 物理的セキュリティ 金庫、錠付キャビネット、パーティション設置・移転、シュレッダー、監視カメラ等
- ◆ 技術的セキュリティ NW分離、サーバ分離、F/W構築、不正アクセス検知・遮断、NW監視、PC監視等

支援ツールの設置サポートはもちろん、必要なハードやソフトの購入、工事・設定等のご相談も承っております。ぜひご用命ください！

TSUKEN ACTIVE 株式会社 つうけんアクティブ
URL <http://www.tsuken-active.com/>

>>お気軽にお問い合わせください

(札幌) 〒064-0920	札幌市中央区南20条西10丁目3-5	TEL 011-530-0901	FAX 011-530-0905
(旭川) 〒070-0823	旭川市緑町24丁目2174番10	TEL 0166-59-2300	FAX 0166-54-5200
(稚内) 〒097-0001	稚内市末広5丁目2-27	TEL 0162-32-9800	FAX 0162-32-9898
(帯広) 〒080-2460	帯広市西20条北1丁目1-15	TEL 0155-35-3800	FAX 0155-35-8700
(北見) 〒099-1587	北見市豊地26番地2	TEL 0157-36-0555	FAX 0157-36-0515
(釧路) 〒084-0904	釧路市新富士町4丁目2-28	TEL 0154-52-2261	FAX 0154-53-1553
(函館) 〒041-1221	北斗市清水川142番地14	TEL 0138-77-7755	FAX 0138-77-7757
(苫小牧) 〒053-0055	苫小牧市新明町2丁目6-1	TEL 0144-55-1150	FAX 0144-57-2272
(室蘭) 〒050-0065	室蘭市本輪西町1丁目13	TEL 0143-58-3010	FAX 0143-58-3011

本資料は平成27年5月時点の政府公報を基に作成しております。
ガイドライン等の最新情報による変更には随時対応しております。